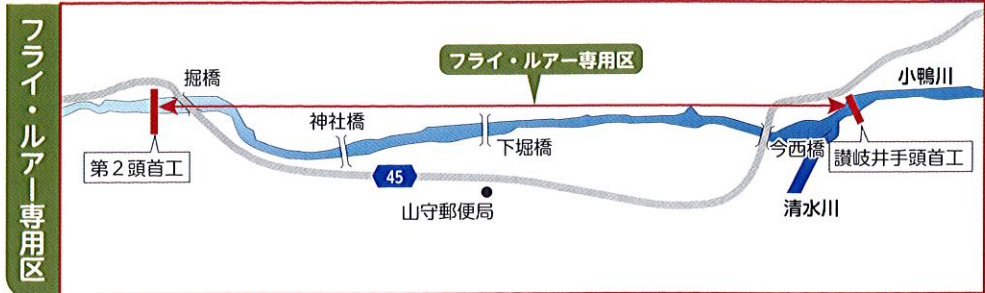
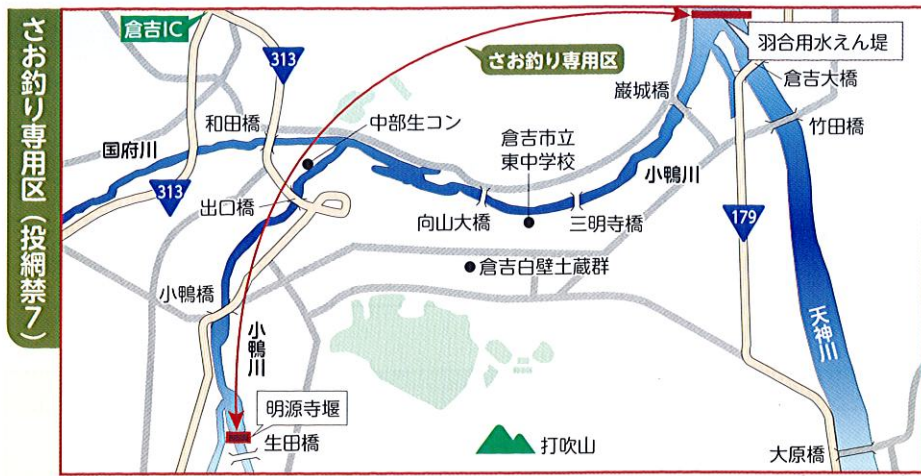


←至 米子・島根

日本海

→至 鳥取・兵庫



投網禁止区域（遊漁規則）		
番号	禁止区域	禁止期間
投網禁 7	天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	6月1日から8月31日まで
投網禁 8	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	
投網禁 9	三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかつり大橋までの区域	
投網禁 10	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	1月1日から12月31日まで
投網禁 11	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
投網禁 12	三徳川（その支流を含む。）のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	
投網禁 13	余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
投網禁 14	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
投網禁 15	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
投網禁 16	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
投網禁 17	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
投網禁 18	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
投網禁 19	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	

さお釣り禁止区域（遊漁規則）		
番号	さお釣り禁止区域	禁止期間
フライ・ルアー専用区	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から9月30日まで



遊漁を楽しめる方へお願い

ルールを守り、マナーを忘れず、誰もが気持ちの良い、綺麗な川にしましょう！

- ### 天神川の遊漁証取扱先
- 1 浜田釣具店
 - 2 つり具のくらもと
 - 3 兼田石材(有)事務所 AM 8:00 開店
 - 4 津村釣具店
 - 5 河本養魚場
 - 6 軽食喫茶 門
 - 7 小泉川養魚場
 - 8 いわなや



禁止区域（調整規則第39条、遊漁規則＊）		
番号	禁止区域	禁止期間
禁 1	東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流 18 メートル、下流 180 メートルの水域	1月1日から12月31日まで
禁 2	倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端から下流 20 メートルの水域	
禁 3	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流 30 メートルの水域	
禁 4	倉吉市三朝町の北条用水えん堤下流端から下流 20 メートルの区域	
禁 5	東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域	
禁 6	〈天神川尻〉東伯郡湯梨浜町はわい長瀬における新天神橋上流端から下流の水域	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで

天神川水系 川マップ

天神川漁業協同組合

〒682-0851

鳥取県倉吉市西倉吉町 7-12

☎ 0858-28-1011

<http://www.tenjingawagyokyo.jp/>

鳥取県漁業調整規則・天神川漁業協同組合の遊漁規則の一部抜粋

※内水面全体に関する事項も含む。

全長等の制限 〈調整規則第 36 条〉

水 産 動 物	採捕してはならない大きさ
うなぎ	全長 30 センチメートル以下
※内水面において、あまご（さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ（さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。	

禁止区域等 〈調整規則第 40 条、遊漁規則*〉

水 産 動 植 物	禁 止 期 間	禁 止 区 域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご （全長 15 センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	内水面
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご （全長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
こい（全長 15 センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	内水面
*こい	5月15日から6月14日まで	天神川
さけ	1月1日から12月31日まで	内水面
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで	内水面
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで	内水面
ふな（全長 10 センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	千代川水系、天神川水系又は 日野川水系の河川

再放流の禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対 象 魚 種	禁 止 内 容 等
ブラックバス類（オオクチバス・コクチバスその他の オオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などでブラックバス等の外来魚の再放流 （キャッチアンドリリース）を禁止 [指示開始の日：平成 24 年 11 月 1 日]

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第 37 条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
水中に電流を通じてする漁法
火光その他の照明を利用する投網（天神川水系の河川において採捕する場合に限る。）
潜水器（簡易潜水器を含む。）
刺網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において採捕する場合に限る。）
かにかご（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにをとる場合に限る。）
水中において照明を利用してする漁法
びんづけ漁法
瀬干し（一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。）
ふなや（岸边その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。）
鵜（う）使い（鵜を利用して採捕する漁法をいう。）
鉄砲やす（人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。）
はねかわ（木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。）
あゆなぐり（竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。）
いたちがわ（いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。）
上り瀬又は下り瀬（水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。）

〈遊漁規則〉

漁具又は漁法の種類	天神川において下記 ★水産動物を採捕してもよい範囲等
投 網	網目の大きさ2センチメートル以上
川 舟	無動力船に限る。
鵜 川	1人1統、従事者は4人以内

★あゆ、やまめ（さくらます含む）、いわな、あまご（さつきます含む）、にじます、こい

天神川の遊漁証取扱先一覧

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 浜田釣具店 | 0858-22-3821 |
| ② つり具のくらもと | 0858-26-3463 |
| ③ 兼田石材(有)事務所 AM 8:00 開店 | 0858-28-1114 |
| ④ 津村釣具店 | 0858-32-0227 |
| ⑤ 河本養魚場 | 0858-28-2416 |
| ⑥ 軽食喫茶 門 | 0858-45-2236 |
| ⑦ 小泉川養魚場 | 0858-45-2900 |
| ⑧ いわなや | 0858-45-3890 |
| - フィッシングセンター東伯 | 0858-53-1370 |
| - アウトドアショップストリーム | 0857-28-8795 |
| - ポイント鳥取店 | 0857-23-6901 |
| - かめや釣具 鳥取店 AM 5:00 開店 | 0857-38-3311 |
| - かめや釣具 米子店 AM 5:00 開店 | 0859-37-6600 |
| - ㈱ 中国漁具 | 0868-23-8211 |
| - やすだ釣具 | 0862-55-0005 |

(③・⑤… おとりアユ販売あり)

鳥取県中部へのアクセス（主な道路）



遊漁証（年券・日券）はコンビニでも買えます！

→全国のローソン、セブンイレブン、ファミリーマートの端末で、天神川水系の遊漁証を
購入することができます。詳しくは、天神川漁協のホームページをご覧ください。

※番号記載の取扱店については、裏面地図内にも記載しています。

※取扱店は変更のある場合があります。最新の情報については、漁協のホームページ等でご確認ください。

